

## 市会運営委員会申し合わせ・確認事項（改正案）

※ 下線部は改正箇所

現 行	改 正 案
<p><b>本会議</b></p> <p>13 議案等の賛否について 議案等の賛否は、議決日（予・決算特別委員会にあっては採決日）の前日の午後5時までに口頭又は文書で<u>事務局</u>へ提出する。</p> <p><b>予・決算特別委員会</b></p> <p>1 予・決算特別委員会における所管局について 予・決算特別委員会は2委員会を設置し、それぞれ4常任委員会の所管局とし、次のとおりとする。 (委員会名) 予算（決算）第一特別委員会： こども青少年、教育委員会、健康福祉、病院経営、経済観光、港湾、<u>まちづくり調整</u>、都市整備、道路</p> <p>予算（決算）第二特別委員会： 都市経営、<u>行政運営調整</u>、会計室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、<u>市会</u>、<u>市民活力推進</u>、<u>安全管理</u>、環境創造、資源循環、水道、交通</p> <p>7 委員会審査について 委員会審査は、総合審査と局別審査に分けて実施する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 局別審査について ア (略) イ <u>行政運営調整局</u>及び会計室の審査は2委員会を通じて最終日に実施する。 ウ (略)</p>	<p><b>本会議</b></p> <p>13 議案等の賛否について 議案等の賛否は、議決日（予・決算特別委員会にあっては採決日）の前日の午後5時までに口頭又は文書で<u>議会局</u>へ提出する。</p> <p><b>予・決算特別委員会</b></p> <p>1 予・決算特別委員会における所管局について 予・決算特別委員会は2委員会を設置し、それぞれ4常任委員会の所管局とし、次のとおりとする。 (委員会名) 予算（決算）第一特別委員会： こども青少年、教育委員会、健康福祉、病院経営、経済観光、港湾、<u>建築</u>、都市整備、道路</p> <p>予算（決算）第二特別委員会： 都市経営、<u>総務</u>、会計室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、<u>議会</u>、<u>市民</u>、<u>消防</u>、環境創造、資源循環、水道、交通</p> <p>7 委員会審査について 委員会審査は、総合審査と局別審査に分けて実施する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 局別審査について ア (略) イ <u>総務局</u>及び会計室の審査は2委員会を通じて最終日に実施する。 ウ (略)</p>